

諮問番号：平成30年度諮問第5号

答申番号：平成30年度答申第7号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った○手全指機能障害（4級）及び○肩関節機能障害（5級）の身体障害者手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件処分は、審査請求人の身体上の障害のうち○手の機能障害について、○手全指機能障害（4級）と判断しているのは、次の理由から明らかに不当である。
  - (1) A病院のB医師（以下「本件担当医師」という。）が作成した平成○年○月○日付けの「身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）」（以下「本件診断書」という。）には、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第3項の意見として、障害の程度は、法別表に掲げる障害に該当する（3級相当）と記載されている。
  - (2) 平成○年○月○日に、審査請求人は○手の○指に○○指深指屈筋腱皮下断裂という大けがを負い、その治療のために本件担当医師が行った手術以後、○手の5本の指をいずれも内側に曲げることができなくなり、○手では何もできない。独り暮らしで持病を患っている審査請求人は、毎日、自分で○○しなければならぬが、○手を使うことができないため、大変苦勞している。なお、○手では何もできない審査請求人が○手で字を書くことができるのは、親指と人差し指をまっすぐに伸ばし、ボールペンを挟むことができるからである。
  - (3) 審査請求人が行った身体障害者手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）に当たり提出した本件担当医師作成の平成○年○月○日付け証明書及び平成○年○月○日付け証明書においても、○手の機能障害が前記(2)のとおりであることは明らかである。
- 2 処分庁が送付した平成29年9月28日付けの「身体障害者手帳の等級について（通知）」（以下「本件通知書」という。）には、本件処分がされた具体的な理由が示されておらず、何を根拠にしてこのような判断がされたのかが分からない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 2 審理員意見書の理由

### (1) 身体障害者手帳の交付手続等に係る関係法令等の定め

ア 法第15条第1項は、身体に障害のある者は、都道府県知事（指定都市等にあつては、市長（法第43条の2）。以下同じ。）の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる旨規定している。

イ 法第15条第3項は、指定医が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない旨規定している。

ウ 法第15条第4項は、都道府県知事は、前記アの申請に基づいて審査し、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない旨規定している。

エ 法第15条第5項は、前記ウの審査の結果、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない旨規定している。

オ 法別表の四は、法第15条における障害に当たるものとして、次の肢体不自由を規定している。

(ア) 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの

(イ) 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの

(ロ) 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

(ハ) 両下肢のすべての指を欠くもの

(ニ) 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの

(ホ) (ア)から(ハ)までに掲げるもののほか、その程度が(ア)から(ハ)までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

### (2) 身体障害者手帳の交付申請に対する審査

#### ア 障害等級について

(ア) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）第5条第1項第2号は、身体障害者手帳に記載すべき事項として、障害名及び障害の級別を掲げている。

(イ) 規則第5条第3項は、同条第1項第2号の級別は、規則別表第5号の「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）のとおりとする旨規定している。

(ロ) 等級表の級別の3級の「肢体不自由」中の「上肢」の欄は、次のaからeまでを掲げている。

- a 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
  - b 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの
  - c 一上肢の機能の著しい障害
  - d 一上肢のすべての指を欠くもの
  - e 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- (x) 等級表の級別の4級の「肢体不自由」中の「上肢」の欄は、次のaからhまでを掲げている。
- a 両上肢のおや指を欠くもの
  - b 両上肢のおや指の機能を全廃したもの
  - c 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの
  - d 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
  - e 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの
  - f おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの
  - g おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの
  - h おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
- (y) 等級表の級別の5級の「肢体不自由」中の「上肢」の欄は、次のaからfまでを掲げている。
- a 両上肢のおや指の機能の著しい障害
  - b 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害
  - c 一上肢のおや指を欠くもの
  - d 一上肢のおや指の機能を全廃したもの
  - e 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害
  - f おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害

イ 障害等級の認定の基準について

- (7) 身体障害者手帳に記載する障害等級の認定については、厚生労働省により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日付け障発第0110001号。以下「認定基準」という。）、「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」（同日付け障企発第0110001号）、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（同年2月27日付け障企発第0227001号）等が示されている。認定基準のうち本件に係るものは、次のとおりである。
- (4) 認定基準第2の四の1の(3)は、肢体不自由において、全廃とは、関節可動域（以下、他動的可動域を意味する。）が10度以内、筋力では徒手筋力テストで2以下に相当するものをいい（肩及び足の各関節を除く。）、機能の著しい障害とは、

以下に示す各々の部位で関節可動域が日常生活に支障をきたすと見なされる値（概ね90度）のほぼ30%（概ね30度以下）のものをいい、筋力では徒手筋力テストで3（5点法）に相当するものをいう（肩及び足の各関節を除く。）と定めている。

- (g) 認定基準第2の四の1の(4)は、認定基準においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表わしたものであるため、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないと定めている。
- (x) 認定基準第2の四の2の(1)のイの(7)は、肩関節の機能障害における「全廃」（4級）の具体例として、次のa及びbを掲げている。
  - a 関節可動域30度以下のもの
  - b 徒手筋力テストで2以下のもの
- (y) 認定基準第2の四の2の(1)のイの(4)は、肩関節の機能障害における「著しい障害」（5級）の具体例として、次のa及びbを掲げている。
  - a 関節可動域60度以下のもの
  - b 徒手筋力テストで3に相当するもの
- (z) 認定基準第2の四の2の(1)のオの(4)の①は、手指の機能障害のうち、一側の五指全体の機能障害における「全廃」（3級）の具体例として、字を書いたり、箸を持つことができないものを挙げている。
- (aa) 認定基準第2の四の2の(1)のオの(4)の②は、手指の機能障害のうち、一側の五指全体の機能障害における「著しい障害」（4級）の具体例として、次のaからcまでを掲げている。
  - a 機能障害のある手で5kg以内のものしか下げることができないもの
  - b 機能障害のある手の握力が5kg以内のもの
  - c 機能障害のある手で<sup>くわ</sup>鋏又はかなづちの柄を握りそれぞれの作業のできないもの
- (ab) 認定基準第2の四の2の(1)のオの(7)の①は、手指の機能障害のうち、各指の機能障害における「全廃」の具体例として、次のa及びbを掲げている。
  - a 各々の関節の可動域10度以下のもの
  - b 徒手筋力テストで2以下のもの
- (ac) 認定基準第2の四の2の(1)のオの(7)の②は、手指の機能障害のうち、各指の機能障害における「著しい障害」の具体例として、次のa及びbを掲げている。
  - a 各々の関節の可動域30度以下のもの
  - b 徒手筋力テストで3に相当するもの
- (ad) 認定基準第2の六は、2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、原則として各々の障害の該当する等級の指数を合計した指数（以下「合計指数」という。）に応じて認定する旨、各々の障害が該当する等級の指数は、3級が7、4級が4、5級が2である旨及び合計指数ごとの等級は、7から10までが3級、4から6

までが4級である旨を定めている。

ウ 障害等級を認定する手順について

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条は、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとし、地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする旨規定している。

社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項は、地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける旨規定している。なお、審査部会は、同分科会に属する医師たる委員等で構成される。

(3) 本件診断書における診断等

ア 本件診断書の1枚目には、次のとおり記載がある。

(7) 障害名（部位を明記）

- ① ○上肢の著しい障害（五指）
- ② ○肩関節機能障害

(4) 原因となった疾病・外傷名

- ① ○○指屈筋腱皮下断裂、○手指外傷後拘縮      その他事故
- ② ○上肢帯状疱疹後肩関節拘縮      疾病

(7) 疾病・外傷発生年月日

- ① 平成○年○月○日
- ② 平成○年○月頃

(エ) 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）

- ① 平成○年○月○日    ○○指屈筋腱皮下断裂受傷    同年○月○日手術施行し、以後ギプス固定、リハビリを行なうも○手指の著明な関節拘縮を合併。○手指の可動制限（拘縮）に伴い筋力低下（握力低下）も著明に残存し、○○等は○手で不能となり、箸などの使用が不能である。
- ② 平成○年○月より○肩～前腕の帯状疱疹発症、疼痛のため、関節運動（○肩）困難となり関節疼痛生じ著明な筋力低下が残存  
障害固定又は障害確定（推定）①平成○年○月  
②平成○年○月

(4) 総合所見

- ① ○上肢の全廃（五指）（箸の使用が不能）
- ② ○肩の著しい障害  
（将来再認定 不要）

(ホ) 身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕

障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当する（3級相当）

イ 本件診断書の2枚目及び3枚目には、「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」、「握力」、「動作・活動」、「関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）」及び「備考（受傷病後の症状の経過、手術名等治療内容）」について、審査請求人の肢体不自由の状況及び所見の記載がある。

(4) 本件処分に係る広島市社会福祉審議会の答申（以下「本件審議会答申」という。）の内容

本件審議会答申には、本件申請の障害程度の認定に関する諮問に対し、意見欄に「該当（4級）」との意見が記載されている。

また、同答申の審査意見欄には、広島市社会福祉審議会障害福祉専門分科会に設けられた審査部会を構成する3人の委員の意見が次のとおり記載されている。

上段の審査意見欄には、上肢の欄に「○肩著5」及び「○手指著4」と、意見・理由欄に「4」と、中段の審査意見書欄には、上肢の欄に「○肩著5」及び「○5指著4」と、意見・理由欄に「4」と、下段の審査意見欄には、意見・理由欄に「同上4」と、それぞれ記載されている。（なお、「○肩著5」は○肩の機能障害が著しい障害（5級）であることを、「○手指著4」及び「○5指著4」は○側の五指全体の機能障害が著しい障害（4級）であることを、意見・理由欄の「4」は総合等級が4級であることを、意見・理由欄の「同上4」は上段及び中段の意見・理由欄と同様に総合等級が4級であることを、それぞれ意味している。）

(5) 本件処分における障害等級の認定について

ア 身体障害者手帳の障害程度の認定について

身体障害者手帳の障害程度の認定については、法、規則等の法令の定めに従うほか、厚生労働省が示す技術的助言である認定基準等に沿って行うことが合理的であると考えられる（静岡地裁平成7年1月20日判決参照）。

そして、認定基準第2の六は、2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の該当する等級の指数を合計した合計指数に応じて認定する旨定めていること、及び本件診断書の記載により審査請求人の障害は○手五指と○肩関節の障害が重複したものであることが明らかであることから、まずは○手五指と○肩関節の各々の障害等級を認定し、その後、各々の障害等級の指数を合計して審査請求人の総合等級を認定することとなる。

イ 審査請求人の○肩関節の障害等級について

(7) 本件診断書3枚目の「関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）」の○の肩関節の関節可動域をみると、「伸展←→屈曲」は80度、「内転←→外転」は30度、「内旋←→外旋」は70度となっている。「内転←→外転」の30度は認定基準第2の四の2の(1)のイの(7)が肩関節の機能障害における全廃の具体例とし

て挙げている「関節可動域30度以下のもの」に該当する一方で、「伸展←→屈曲」の80度及び「内旋←→外旋」の70度は同イの(イ)が肩関節の機能障害における著しい障害の具体例として挙げている「関節可動域60度以下のもの」にも該当しない。

(イ) また、本件診断書3枚目の「関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT)」の○の肩関節の筋力テストをみると、いずれも筋力半減(筋力3該当)である「△」となっており、これは、認定基準第2の四の2の(1)のイの(イ)が肩関節の機能障害の著しい障害の具体例として挙げている「徒手筋力テストで3に相当するもの」に該当する。

(ロ) 以上のように、審査請求人の○肩関節について、関節可動域は、認定基準において肩関節の機能障害における全廃に該当するものと全廃や著しい障害に該当しないものが混在しているものの、筋力テストの結果は、いずれも認定基準において肩関節の機能障害における著しい障害に該当するものであるから、その障害等級を著しい障害である5級と認定することが不合理であるとはいえない。

ウ 審査請求人の○手五指の障害等級について

(ア) a 本件診断書2枚目の「肢体不自由の状況及び所見」の「○」の「握力」をみると、3kgとされており、握力が完全に失われてはいない。これは、認定基準第2の四の2の(1)のオの(イ)の②が一側の五指全体の機能障害について著しい障害(4級)の具体例として挙げている「機能障害のある手の握力が5kg以内のもの」に該当すると考えられる。

b 本件診断書2枚目の「肢体不自由の状況及び所見」の「動作・活動」の「(箸で) 食事をする(スプーン、自助具)」をみると、「スプーン」に丸がされ、左右ともに半介助である「△」となっている。そして、本件診断書1枚目の「④ 参考となる経過・現症」及び「⑤ 総合所見」欄をみると、○手での箸の使用が不能である旨の記載があることからすると、これらは、認定基準第2の四の2の(1)のオの(イ)の①が一側の五指全体の機能障害における全廃(3級)の具体例として挙げている「箸を持つことができないもの」に該当するものである。もっとも、○手でスプーンを使って食事をすることができるという状況にあるといえる。

c 本件診断書2枚目の「肢体不自由の状況及び所見」の「動作・活動」の「排泄のあと始末をする」、「コップで水を飲む」及び「ブラッシで歯を磨く」をみると、いずれも○手については全介助又は不能である「×」となっており、これらは認定基準が手指の機能障害の具体例として挙げるものではないが、○手の機能障害が活動能力を妨げる程度が高いと考えられる。

(イ) 本件診断書3枚目の「関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT)」の○の中手指節及び近位指節の関節可動域をみると、全て20度以上となっており、認定基準第2の四の2の(1)のオの(ロ)の①が各指の機能障害について全廃の具体例

として挙げている「各々の関節の可動域10度以下のもの」に該当するものはなく、また、同ウの②が各指の機能障害について著しい障害の具体例として挙げている「各々の関節の可動域30度以下のもの」に該当するものがある一方で、これにも該当しない程度のも（可動域が60度等）が見受けられる。

ウ) a 本件診断書3枚目の「関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）」の○の中手指節及び近位指節の筋力テストをみると、○の近位指節の屈曲は、各指の筋力が消失または著減（筋力0、1、2該当）である「×」となっており、これは、認定基準第2の四の2の(1)のオのウの①が各指の機能障害について全廃の具体例として挙げている「徒手筋力テストで2以下のもの」に該当する。

b しかし、aの筋力テストにおいて○の中手指節の屈曲及び伸展並びに近位指節の伸展は、全て筋力半減（筋力3該当）である「△」となっており、これは、認定基準第2の四の2の(1)のオのウの②が各指の機能障害について著しい障害の具体例として挙げている「徒手筋力テストで3に相当するもの」に該当する。

エ) 審査請求人が平成29年8月17日付けで処分庁に提出した身体障害者手帳交付申請書（以下「本件申請書」という。）の添付資料の38ページの次のページには、「○手の五本の指全部が使えない私が、一体なぜ○手で字が書けるのかと申しますと、親指と人さし指と中指はまっすぐにのばせるので、まっすぐなボールペンは握れるからです。」との記載があるが、このことは、認定基準第2の四の2の(1)のオのウの①が一側の五指全体の機能障害における「全廃」（3級）の具体例として挙げている、「字を書いたり（中略）できないもの」に該当しないものといわざるを得ない。

ウ) 以上のように、審査請求人の○手五指の機能障害については、認定基準の全廃の具体例に該当するものや○手の活動能力を妨げる程度が高いことを示すものがあることが認められるが、一方で、認定基準の著しい障害の具体例に該当するものやそれにも該当しない程度のももあることなどからすると、それらを総合した上で、その障害等級を全廃とまではいえないとして、著しい障害である4級と認定することが不合理とはいえない。

エ) 審査請求人の○肩関節の機能障害と○手五指の機能障害を合わせた総合等級について

○肩関節の機能障害と○手五指の機能障害を合わせた総合等級については、認定基準第2の六において、2つ以上の障害が重複する場合の認定方法として、重複する障害の合計指数に応じて認定することとされており、審査請求人の○肩関節の障害は前記イのとおり5級で指数は「2」、○手五指の障害は前記ウのとおり4級で指数は「4」で、合計指数は「6」となり、これは、総合等級4級に該当する。

オ) 本件審議会答申について

広島市社会福祉審議会は、処分庁からの諮問に対し、身体障害者の障害程度の審



査に関する調査審議のため設けた審査部会において、本件診断書における本件担当医師の参考意見（等級）を含む記載内容の審査を行い、その結果、身体障害者手帳交付の要件を満たしており、障害等級については、○肩関節機能障害は著しい障害（５級）、○手五指の機能障害は著しい障害（４級）であり、総合等級は４級相当であると判断、答申している。

カ まとめ

審査請求人の障害等級の認定については以上のとおりであり、処分庁が行った認定結果を覆す事情も見受けられないため、本件処分において審査請求人の○肩関節機能障害は著しい障害（５級）、○手五指の機能障害は著しい障害（４級）とし、総合等級は４級相当であると認定したことに違法・不当な点はない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 本件診断書の身体障害者福祉法第１５条第３項の意見欄に「該当する ３級相当」と記載されていることと本件処分における等級認定が整合しないと主張していることについて

(7) 審査請求人は、本件診断書の身体障害者福祉法第１５条第３項の意見欄に「該当する ３級相当」と記載されていることから、○手五指の機能障害を４級とし、総合等級を４級とする本件処分を不当なものであると主張する。

(4) しかし、障害等級の認定に当たっては、法令上、申請に添付された診断書の内容に拘束されることが定められてはいないから、当該診断書の記載と異なる障害等級の認定がされたことをもって、違法又は不当ということはできない。

イ 本件処分の具体理由が示されていないと主張していることについて

(7) 審査請求人は、本件通知書には、本件処分がされた具体的な理由が示されておらず、何を根拠にしてこのような判断がされたのかが分からないと主張する。

(4) a 法第１５条第５項は、身体障害者手帳の交付申請に基づいて審査した結果、申請者の障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、理由を附して申請者に通知しなければならないとしている。

b この点、本件申請について、○手全指機能障害（４級）、○肩関節機能障害（５級）と認定していることから、法別表に掲げるものに該当しないと認めるときに該当しない。

c したがって、本件処分において、本件処分に係る障害等級の判定について法第１５条第５項の規定により理由を附すことは義務付けられていない。

(4) a また、行政手続法（平成５年法律第８８号）第８条第１項及び第２項は、申請により求められた許認可等を拒否する処分を書面でするときは、当該処分の理由を書面により示さなければならないとしている。

b この点、本件処分は、身体障害者手帳の交付申請に対し、身体障害者手帳の交付を決定していることから、申請により求められた許認可等を拒否する処分に該当しない。

- c したがって、本件処分において、行政手続法第8条第1項及び第2項の規定により本件処分の理由を書面により示すことは義務付けられていない。
- (e) 以上のことから、本件処分において、仮に、申請者である審査請求人が障害等級の認定に係る理由を十分認識するに至らなかったとしても、法第15条第5項の規定や行政手続法第8条第1項及び第2項の規定による理由提示の不備の問題となるものではない。

#### 第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

#### 第5 調査審議の経過

平成30年 9月 4日 審査庁から諮問書を受領

平成30年 9月10日 第1回合議体会議 調査審議

平成30年10月22日 第2回合議体会議 調査審議

#### 第6 審査会の判断の理由

##### 1 障害等級（総合等級）を4級としたことの適法性・妥当性について

###### (1) 認定基準等の合理性について

広島市における身体障害者手帳交付に係る障害の認定は、法等のほか、厚生労働省から示されている認定基準等に従って行うこととされている。具体的には、申請者から提出される所定の身体障害者診断書・意見書の記載内容を基に審査される。

認定基準等が障害の種類、程度ごとに定める具体的な認定の基準は、等級表の障害の種類、程度に係るものとして適正であるものと認められる。また、認定基準等に従い障害の認定を行うという取扱いは、処分庁が多数の申請者からの申請に対してその障害の認定の審査に当たることにより鑑みれば、かかる審査認定に関する基準を統一化して申請者間の公平を期するとともに認定審査に係る事務の効率化を図るためになされているものと考えられ、十分な合理性があるといえる（前掲静岡地裁平成7年1月20日判決参照）。

###### (2) 本件処分の判断の妥当性について

###### ア 審査請求人の○肩関節の障害等級について

本件診断書の「関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）」によると、関節可動域は、全廃（認定基準第2の四の2の(1)のイの(7)）の具体例に該当するものと、全廃や著しい障害（同イの(1)）の具体例に該当しないものが混在しているものの、筋力テストの結果は、いずれも著しい障害の具体例に該当しており、その障害等級を「著しい障害」である5級と認定することが不合理であるとはいえないことは、審理員意見書のとおりである。

###### イ 審査請求人の○手五指の障害等級について

- (ア) 本件診断書の「肢体不自由の状況及び所見」によると、審査請求人の○手の握力は3 kgとなっており、これは、認定基準第2の四の2の(1)のオの(イ)の②が著しい障害の具体例として挙げている「機能障害のある手の握力が5 kg以内のもの」に該当する。また、「参考となる経過・現症」及び「総合所見」欄には○手での箸の使用が不能である旨の記載があり、これらは、同(イ)の①の全廃の具体例に該当する。
- (イ) 本件診断書の「関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT)」によると、○の中手指節及び近位指節の関節可動域は、20度、30度、40度又は60度となっており、認定基準第2の四の2の(1)のオの(イ)の②が著しい障害の具体例として挙げている「関節可動域30度以下のもの」に該当するものもあれば、これに該当しないものもある。筋力テストの結果は、○の近位指節の屈曲は、全て「×」(筋力0、1、2該当)となっており、これは、同(イ)の①が全廃の具体例として挙げている「徒手筋力テスト2以下のもの」に該当するが、○の中手指節の屈曲及び伸展並びに近位指節の伸展は、全て「△」(筋力3該当)となっており、これは、同(イ)の②が著しい障害の具体例として挙げている「徒手筋力テストで3に相当するもの」に該当する。
- (ウ) また、本件申請書の添付資料によると、審査請求人は、苦勞しながらではあるが、ボールペンを握り、字を書くことができるようであるところ、これは、認定基準第2の四の2の(1)のオの(イ)の①において「全廃」の具体例の一つとして挙げられている「字を書いたり (中略) できないもの」に該当するとは言い難い。
- (エ) このように、審査請求人の○手五指の機能障害については、全廃の具体例に該当するものがある一方で、著しい障害の具体例に該当するものやそれにも該当しない程度のものもあることから、これらを総合した上で、その障害等級を全廃とまではいえないとして、「著しい障害」である4級と認定することが不合理であるとはいえないことは、審理員意見書のとおりである。

#### ウ 2つの障害が重複する場合の取扱いについて

認定基準第2の六において、2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、認定することとされている。この認定方法によると、審査請求人については、○肩関節の障害は前記アのとおり障害等級5級で指数は「2」、○手五指の障害は前記イのとおり障害等級4級で指数は「4」であることから、合計指数は「6」となり、障害等級(総合等級)4級に該当することが認められ、これと同じくする処分庁の判断に不合理な点は認められない。

#### エ 本件審議会答申について

広島市社会福祉審議会は、処分庁からの諮問に対し、障害福祉専門分科会に設けた審査部会において3人の委員による審査を行い、審査請求人について、障害等級(総合等級)は4級である旨の答申をしている。

そして、本件通知書によれば、指定医の参考意見(等級)を含む本件診断書の記

載内容の審査を経た本件審議会答申に基づき本件処分に至ったことが明らかであり、専門技術的な医学判断である本件審議会答申を総合的に考慮していることが認められる。

- (3) 以上のとおりであるから、審査請求人の障害程度について、障害等級（総合等級）4級に該当するものとしてなされた本件処分に違法・不当な点はない。

## 2 その他

- (1) 審査請求人は、本件診断書の意見欄の記載と本件処分における認定等級とが整合しない旨の主張をしているが、障害等級の認定に当たっては、法令上、申請書に添付された診断書の内容に拘束されることが定められていないのであるから、審理員意見書のとおり、当該記載と異なる障害等級の認定がされたことをもって、違法又は不当ということはできない。
- (2) また、審査請求人は、本件処分において具体的な理由が示されていない旨の主張をしているが、本件処分は、本件申請に対し審査請求人の障害等級（総合等級）を4級と認定しているものであり、法別表で掲げるものに該当しないとか、許認可等を拒否するという処分をしているわけではないため、法第15条第5項並びに行政手続法第8条第1項及び第2項の規定による理由提示の不備の問題となるものではないことは、審理員意見書のとおりである。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実